

[事案 26-154] 転換契約無効請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による説明があったとして、転換前契約の繰越金の支払いを求めるとともに、その後の変更申込みには覚えがなく、分割転換の申込みは転換手続とは理解していなかったとして、変更契約および分割転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 49 年 4 月に契約した終身保険（契約①）について、平成 4 年 10 月に別の終身保険（契約②）へ転換したが、平成 14 年 10 月に契約内容が変更され、さらに平成 22 年 12 月に終身保険および利率変動型積立保険（契約③）へ分割転換された。

しかしながら、以下のとおり求める。

- (1) 保険会社側との話合いのとき、募集人から、契約①の繰越金は銀行預金に入れてあり、通帳があると言われたので、当該繰越金 144 万円の支払いを求める。
- (2) 契約②の変更申込みには全く関与しておらず、覚えがないので、変更手続は無効である。
- (3) 契約③への分割転換の際、3 枚の書類について、上部にサインしたが、会社訪問時の来社証明と同様の意味でサインしただけである。また、分割転換の申込書には自分が押印していないので分割転換は無効である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の繰越金がかかは不明だが、契約②の主契約に充当された転換価格による買増保険金だとすると、当該金額は被保険者の死亡時に支払われる死亡保険金額であり、申立人に 144 万円の損害は発生していない。
- (2) 募集人によると、契約変更時は申立人本人の署名押印をもらっている。
- (3) 分割転換の際、募集人は、申立人および配偶者に対して設計書を使用して十分な説明を行い、申立人が申込みの手続を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の配偶者、募集人に対して、申立人の請求内容の趣旨ならびに契約変更時および分割転換時の事情を把握するために、事情聴取を行った。
- (2) 保険会社に対して平成 14 年の契約内容変更の際して使用された説明資料（設計書等）の提出を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張(1)については、保険会社に 144 万円の支払義務は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

また、申立人の主張(2)および(3)については、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき手続を打ち切ることとした。

- (1) 契約②の変更申込手続および分割転換申込手続に関し、申立人と保険会社の主張が大きく

対立している。また、申立人と募集人の主張する事実についての差異も大きい。さらに、申立人は、変更申込請求書のマイクロフィルムそのものの提出を求めるなど、その作成者を明確にしようとする強い意志を有している。よって、変更申込請求書の作成経緯を認定しなければ、本件の解決方法に関する判断はできない。

- (2)しかし、当審査会は、保険会社に対するマイクロフィルムの提出の強制や変更申込請求書の筆跡鑑定等を行う権限はない。
- (3)よって、本件において的確な事実確認を行い、適正に解決するためには、裁判所における訴訟手続によることが相当である。

<参考>

- 申立人の主張(1)について、保険会社に144万円の支払義務が認められない理由は以下のとおり。
 - (1)申立書および事情聴取からは明らかではないが、金額から推測すると、転換時に保険会社より申立人に交付された設計書に記載されている「転換価格による保険金額・満期保険金144万4000円」であると考えられる。そうであるとすると、これは保険会社の預り金に類するものではない。
 - (2)申立人および申立人の配偶者の述べていることの他には繰越金に関する証拠がない。
 - (3)申立人の配偶者は、募集人が「144万円が銀行に預金してある」と言ったのは、平成4年の転換時ではなく、平成26年頃の保険会社との話合いの際であると述べているが、そうであるとすると、転換時の募集方法等に問題があったとは認められず、保険会社に損害賠償等の何らかの支払義務が発生するようなものではない。